見直しのポイント

地域の特性を踏まえた10のゾーンを設定

これまでの基本計画では、三つのゾーンと二つの軸に分けて都市機能の位置付けをしていました。しかし、今回の見直しでは、より生活者の視点にたち、具体的な線引きを行なわない、実態にあった区域（P4参照）に再構築しました。

平成11年度基本計画の区域

■歴史文化軸　■にぎわいシンボル軸
■駅前ゾーン　■行政文化ゾーン　■駅南ゾーン

今回の見直しによる新しい区域

■駅前商業ゾーン　■にぎわい商業ゾーン
■温泉街ゾーン　■駅南業務ゾーン
■歴史公園ゾーン　■山ノ手住まいゾーン（1）
■山ノ手中央ゾーン　■山ノ手住まいゾーン（2）
■城下町商業ゾーン　■寺町ゾーン

市民協働による まちづくりの体制

活性化基本計画に掲げる活動事業を推進していくためには、まちづくりのアイデアやプロジェクト（まちづくりの種）を引き出し、全体調整を行うことのできる機関・会議が必要となります。そのため「中心市街地まちづくりプロデュース会議（仮称）」を設置し、TMO（まちづくりの運営・管理機関）や行政（市）と連携して、まちづくりを進めていく仕組みづくりが必要です。この仕組みが、市民協働のまちづくり体制であり、〝鳥取方式〟と称します。

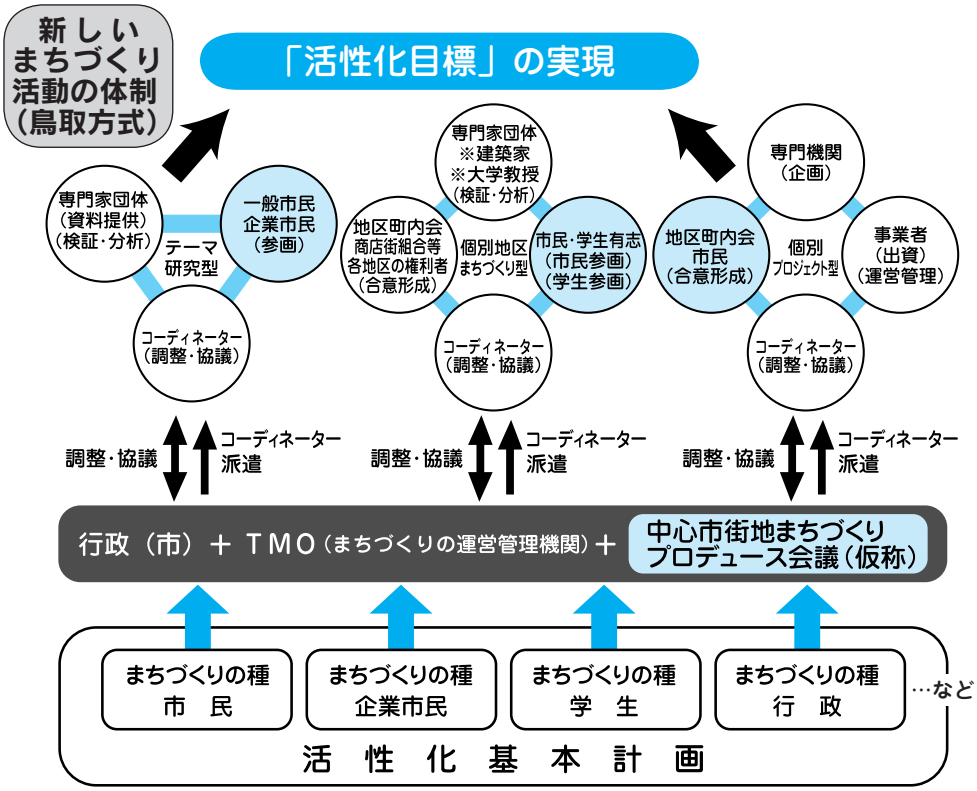

都市再生の三つの新たな要素を盛り込んだ活動・事業の展開

これまでの基本計画に不足していた『城下町とっとりの再生』『鳥取温泉の活用』『都心居住』の三つの重要な要素を盛り込んだ具体的なプロジェクトを進めるため、市民協働によるまちづくり体制のもと、同時多発的に活性化拠点の整備をしていきます。また、これらの拠点を結び回遊ルートを創出することにより、点が線、線が面となり、街全体を元気にしていきます。

重点的プロジェクトの活性化拠点と回遊ルートのイメージ

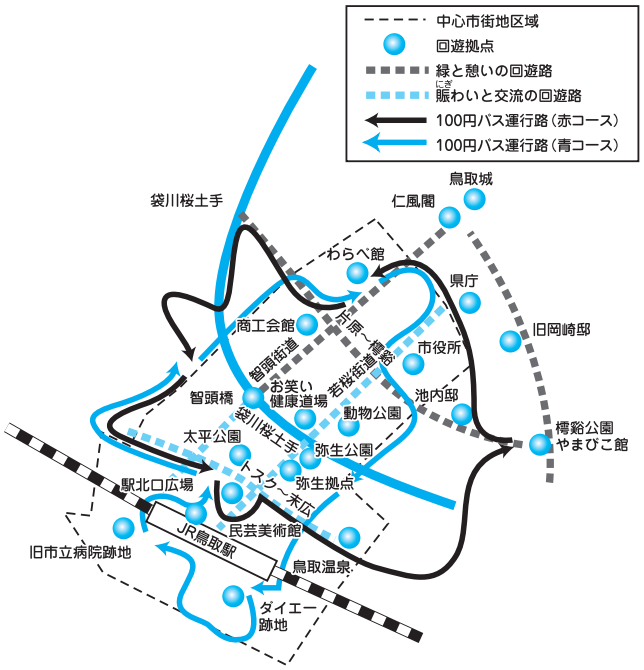

三つの要素の目標

■『城下町とっとりの再生』
自分たちが日々生活を送る街を育む歴史と文化を再発見し、活かし、次の世代に伝承していきます。

■『鳥取温泉の活用』
地域に根ざした独自の観光・商業活動（コミュニティービジネス）を通じて交流人口を増やし、鳥取独自のまちの魅力を形成します。

■『都心居住』
歩いて暮らせる街を創り、高齢者も安全で快適に自活でき、誰もが快適に過ごせる生活環境を目指します。